

熱中症対策のための指針

1 基本理念

本施設では、高齢者の健康と命を守るため、熱中症予防を重要課題と捉え、職員一人ひとりが熱中症の予防と早期発見・対応に取り組むことを基本とし、本指針を定める。

2 熱中症の定義

熱中症とは、高温多湿な環境下で体温調節がうまくいかず、体内に熱がたまることで起こる障害の総称であり、脱水・けいれん・意識障害・体温上昇などを引き起こす。

3 職員研修に関する基本方針

- (1) 職員全員に対し、年1回以上の熱中症対策研修を実施する。
- (2) 新規採用職員には初期研修として熱中症予防の内容を含む。
- (3) 研修の記録（資料・出席簿・要点）は保存する。

4 熱中症予防の基本対応

(1) 環境管理

- ① 居室・共用スペースの温度は28℃以下、湿度は50～60%に保つ。
- ② 温湿度計を設置し、1日3回（朝・昼・夕）確認を行う。
- ③ 遮光カーテンの使用、換気と冷房の併用を推奨。

(2) 水分補給

- ① 1日1.5～2リットルを目安に、こまめな声かけを行う。
- ② 起床時、食前後、入浴前後、就寝前に重点的に促す。
- ③ ゼリー飲料や経口補水液の使用も検討。

(3) 服装と生活習慣

- ① 通気性の良い衣服を着用するよう助言。

(4) 体調管理

- ① バイタルチェックと合わせ、倦怠感・食欲低下・意識レベルの変化を観察。

5 緊急時の対応

- (1) 熱中症が疑われる場合は、速やかに対応（冷却・水分補給・体位保持）し、必要に応じて医療関係に指示を仰ぐ、救急要請を行う。
- (2) 発症者の状態を記録し、再発防止を図る。

6 記録・報告体制

- (1) 熱中症発生時は、介護記録・事故報告書を提出。
- (2) 管理者を中心に、原因分析・再発防止策を検討し、必要に応じて関係機関へ報告。

7 ご家族・地域への説明

- (1) ご家族に対して、夏季前に熱中症対策への協力を依頼。
- (2) 面会時にも水分持参や適切な服装の助言を行う。

8 指針の見直し

この指針は、毎年4月に見直しを行い、最新の行政通知や気象状況に応じて改訂する。

附 則

この指針は、令和7年6月1日より施行する。